

<目指す学校像>

「人と人が交わり、心の交流が実感できる温かな学校」

所沢市立狭山ヶ丘中学校「学校だより」 — 令和6年11月 —

URL : <https://tokorozawa-sayamagaoka.edumap.jp/>



# 狭中だより

【学校教育目標】

『自立と共生』

校長 石原 健

いじめについて考える ～学校朝会：校長講話（一部）より～

埼玉県では、毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、県を挙げていじめを根絶していくために集中的に取り組んでいます。所沢市も同様であり、本校では年間通じてアンケートや心理検査、面談等を用いて、生徒たちの心の様子を把握し、いじめの早期発見に役立てています。

いじめは重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、学校や家庭、地域が一体となり、社会全体でいじめ防止に取り組む必要があります。それでもいじめはなくなりません。何故、なくなるのか。いじめがなくなる理由を考えてみましょう。

いじめがなくなる理由：いじている人といじめられている人の捉え方（認識）の違い

これだけ色々なところで「いじめはいけません」と教えられてきているのにいじめはなくなりません。それは、いじている人（加害者）はその行為をいじめと行ってないという事が考えられます。いじめは今の法律（いじめ防止対策推進法）では、下記のように記されています。

（定義）第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

特に波線の部分が重要でいじめられている人（被害者）が心身の苦痛（嫌な思い）を感じていたらいじめとなります。なので、加害者はいじめとは思わないで行っている行為も被害者にとって心身の苦痛（嫌な思い）を感じていれば、行為の程度や内容に関係なくいじめとなってしまいます。この加害者と被害者の認識のずれこそがいじめがなくなる最大の原因なのです。

ここで説明したことは、法律上のいじめであって社会通念上のいじめと差異があることも事実としてあります。例えば、相手に対して頑張ってもらいたいと叱咤激励のために発した言葉も相手が傷つき嫌な思いを感じてしまえば法律上では、いじめとなってしまいます。では、どうすればよいのでしょうか。その答えの一つとして考えられるのは、「顔を合わせてのコミュニケーションを大切にすること」です。自分の言動に対して、相手はどのように感じているのか…想像力をフル回転させても全てを感じ取ることは困難です。相手への伝わり方を感じ取るために最も大切なことは、相手の様子（表情や態度など）から感じ取ることが一番です。だからこそ、顔と顔を合わせてのコミュニケーションが大切なのです。二つ目は、「単語のみでのコミュニケーションを控える」です。「先生、プリント」これはよく聞く生徒たちの一言です。この二つの単語には、「先生、プリントをもらえますか」や「先生、プリントを提出します」などその状況に応じた意味合いで使われます。会話の流れやその場の状況で伝わらない訳ではありませんが、場合によっては誤解をうみ、本来伝えたいことが伝わらない表現の仕方です。「ヤバイ」これもいい意味でも悪い意味でも使われる単語であり、一つ間違えるとほめたつもりで言ったのに、けなされたと思われてしまう非常に危ない単語の一つです。

タイパ（タイムパフォーマンス）、コスパ（コストパフォーマンス）が重視される昨今ですが、良好なコミュニケーション（正確に自分の気持ちを伝え、正確に相手の気持ちを感じ取る）のためには、顔を突き合わせ、どう伝わっているのか確認しながら丁寧に伝えることが大切なのです。そういったコミュニケーションこそがいじめをなくするための一歩ではないでしょうか。